



■ トップ > ニュースセレクト > 事件・事故・裁判 > 記事

[PR] 作家デビューの登竜門！毎月2冊以上、無料で出版され全国配本のチャンス！

ツイートする 4 印刷 おすすめ チェック この記事を印刷

## 違法広告・宣伝疑い：強制捜査相次ぐ 掲載媒体も規制対象化

風俗営業適正化法(風管法)や薬事法に規定された広告・宣伝の禁止違反の疑いで夕刊紙が捜索を受けたり、出版社関係者やライターが逮捕される事件が起きた。これらの法律に基づいてメディア側が違法性を問われるのは異例だ。捜査を巡る論点を整理した。【壺宏士、日下部聡】

### ● 日刊現代を捜索

警視庁は10月18日、夕刊紙「日刊ゲンダイ」に違法風俗店の広告を掲載する手助けをしたとして、広告代理店「キューズエージェンシー」社長を風管法違反(禁止地域内営業)ほう助の疑いで逮捕した。その9日後の10月27日には、違法性を認識していた疑いがあるとして日刊ゲンダイを発行する「日刊現代」(東京都中央区)と、関連する広告代理店「日刊現代アド」(同)、「デイリーゲンダイ」(文京区)の3社を風管法違反(無届け業者の広告宣伝)の疑いで家宅捜索した。

警視庁は、広告掲載前に店舗が風俗営業の届け出をしたか日刊現代側が確認していたかどうかなど捜査を進めている。

風俗営業の届け出については、各都道府県公安委員会が届け出をした風俗業者に「届出確認書」を交付する制度がある。05年10月の風管法改正で、無届け業者による広告禁止規定(100万円以下の罰金)と併せて新設された。

国会での改正案審議で、竹花豊・警察庁生活安全局長(当時)はある週刊誌に掲載された広告の例を挙げ、140軒のうち届け出の確認ができたのは33軒との調査結果を明らかにした。それ以前にも風俗店は公安委員会への届け出が必要だったが、届け出業者であることが分かるよう確認書を交付するなどした改正の必要性を訴えた。「新聞社や雑誌社や広告宣伝業者の団体等に広告主の届け出の有無の確認を励行するよう協力を要請し、違法広告の排除を図る」のが目的と説明した。

警視庁は今年6月にマスコミなど約160社が加盟する「インターネット広告推進協議会」などにネット広告の掲載依頼があった場合は届け出の有無を確認するよう要請しているが、日刊現代が加盟する日本雑誌協会(東京都千代田区)への要請は日刊現代などが捜索された10月27日だった。

「暴力団関係者が風俗店を無届けでやっているケースもある。大きな資金源になっていると思われる」。同日夕、日本雑誌協会の会議室で、警視庁保安課員の2人は、協会職員にそう告げて要請書を手渡した。広告を掲載するに際しては違法な風俗店かどうかの確認をしてほしい、という趣旨だ。警視庁から同協会が要請を受けたのは初めてだったという。警視庁は、日本雑誌広告協会(同)にも同日、同様の要請を行った。

ある広告団体の関係者は「風管法の規制対象に(掲載媒体も)含まれるとは最近までまったく知らなかった」と驚きを隠さない。

### ● 「チェックを強化」

日刊現代など3社への容疑となった、風俗業者以外にも広告宣伝の禁止を定めた規定は、どういう場合に罪が成立するのか。

園田寿・甲南大法科大学院教授(刑法)は「新聞社や雑誌社には、確認書の提示を求めて無届け業者でないことを確認しなければならないという法的な義務はない。あくまで確認してくださいという道義上の問題だ」と指摘する。その上で、「新聞社や雑誌社にほう助罪が成立するためには他人の犯罪行為を助けているという認識が不可欠。共同正犯だとすれば、より積極的な理由が必要だ」と話した。

それではポイントとなる日刊現代側の認識は、どうだったのか。

日刊現代の福永真広告局次長は「日刊ゲンダイでは違法な広告でないことを前提に掲載している。今回、問題となった広告も違法な業者であることは全く認識していなかった」と言い切る。

日刊現代によると、アド社は日刊現代の1次代理店で、デイリー社はアドから業務委託を受けて2次代理店のキューズ社と取引しているという関係にある。日刊現代とアドでは広告主の風俗店が届け出業者であることを示す確認書について、アドはいつでも日刊現代に提示できるよう保管することなどを取り決めており、アドやデイリー、キューズとの間でも同様のルールで取引してきたという。

こうした広告の出稿システムは警視庁も把握していると思われる。福永局次長は「他の夕刊紙やスポーツ紙でも同様のルールで取引しているのではないかと。ただ、結果的に違法な業者の広告が載ってしまったのは事実だ。チェック体制をより厳しくしたい」と話す。

### ● 「相当な理由必要」

一方、捜索には疑問の声も出ている。日刊現代の寺田俊治編集局次長は「任意での事情聴取もなく、いきなり捜索する捜査は乱暴だ」と批判。田北康成・立教大助教(メディア倫理法制)は「言論機関に対する捜索には容疑が明らかであるなど相当の理由が必要だ。捜索差し押さえを認めた裁判所も含めて慎重であるべきだ」と話した。

### ◇ 書籍巡り薬事法違反で起訴

書籍が「広告」に当たるとして、出版社とその元社長らが薬事法違反に問われている事件もある。出版社側は「完全な冤罪(えんざい)」として、争う構えを見せている。

横浜地検は10月26日、健康食品販売会社「キトサンコーワ」(東京都八王子市)社長、国安春子(65)▽出版社「現代書林」(同新宿区)元社長、武谷紘之(72)▽同社員、川原田修(58)一々の3容疑者と両社を薬事法違反(未承認医薬品の広告など)で横浜地裁に起訴した。

起訴状によると、3被告は共謀し、現代書林が出版した「医師・研究者が認めた！ 私がすすめる『水溶性キトサン』」に、「水溶性キトサン」ががんなどの病気に効果があったとする体験談や「キトサンコーワ」販売店の連絡先などを載せ、09年8月から今年9月まで、書店で陳列・販売することによって広告したなどとしている。

ただ、神奈川県警はこの他、同容疑で筆者のフリーライターの男性(54)と現代書林元社員の男性(38)も逮捕、本を監修した男性医師(63)も書類送検していたが、不起訴となった。その理由を地検は明らかにしていない。

現代書林は実用書中心の出版社。02年に出版された問題の本は、主に食物繊維「キトサン」の効果について書かれ、後半の一部に商品「キトサンコーワ」が紹介されている。現代書林の顧問弁護士で武谷被告らの弁護人を務める永野剛志弁護士によると、02年当時社長だった武谷被告が企画。1万部のうち5000部をキトサンコーワが買い取り、残り5000部は一般書店に流通させた。企業と提携し、提携先に大半を買い取ってもらう形式の出版は一般的に行われている。

### ● 「表現の自由侵害」

弁護側は、商品を直接的に宣伝するCMや新聞、ネット広告と違い、「時間をかけて読まなければ、商品の情報を把握できない書籍は広告とはいえない」と主張。永野弁護士は「今回のケースが広告とみなされるなら、本で商品の紹介などできなくなってしまう。こうした本の広告を載せた新聞や雑誌がほう助に問われる恐れもあり、表現の自由を侵害する」と話す。

06年には、キノコ的一种「アガリクス」による未承認医薬品を、虚偽の体験談を載せた本で広告したとして、出版社幹部らが薬事法違反で有罪となっているが、永野弁護士は「今回の本は事実を取材しているほか、出版社と健康食品販売会社のつながりも密接ではなく、同列には論じられない」と話す。この他、「キトサンコーワ」は健康食品であり医薬品ではない▽武谷被告は03年に退社しており、公訴時効(3年)が完成している一者として、公判で無罪を主張する方針だ。

### ◇ 風俗営業適正化法27条の2 2項

前項に規定する者(届け出た風俗業者)以外の者は、店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない。